

令和6年度鹿児島県医療的ケア児等受入体制構築促進事業 業務委託に係る仕様書

1 事業の目的

保育所等の施設管理者及び看護師等や市町村の担当職員に対し、先進事例を紹介し、医療的ケア児に関する正しい知識や、医療的ケア児を保育所等に受け入れるための対応方法について理解を図るためのセミナーを行う。

加えて、医療的ケアを要する子どもに対する多様で医療技術的な対応方法等について紹介し、医療的ケア児の対応に関する正しい理解を図る。

2 実施するセミナーの内容

(1) 対象者

ア 鹿児島県内の保育所、認定こども園及び幼稚園等（以下「保育所等」という。）に勤務する職員（施設管理者、保育教諭、保育士、看護師、園医等）

イ 保育所等がある自治体の職員

(2) セミナーの内容

以下の内容を実施すること。

ア 保育所等における医療的ケア児の受入の現状及び概要について

イ 市町村で実施している、保育所等における医療的ケア児の受入促進に係る事業事例の紹介について

ウ 施設での受入事例の紹介について

受入前の準備や関係機関との連携、受入後の対応及び課題等

エ 質疑応答

セミナーの実施に当たっては、講義形式のほか、各機関における医療的ケアの具体的な対応等を紹介するなど、事例紹介を充実させることで、医療的ケア児受入に対する不安を払拭し、保育所等で医療的ケア児の受入体制の構築につながる機会となるよう工夫すること。

また、上記以外に、医療的ケア児に関する正しい知識、医療的ケア児を保育所に受け入れるための対応方法及び医療的ケア児の対応の理解の促進に資すると判断できるセミナー内容の追加提案があれば、積極的に提案すること。

(3) 開催回数及び定員等

セミナーは、上記(2)の内容を盛り込んだカリキュラムで、計1回実施すること。

(4) 研修実施体制

研修の開催日、時間帯及び会場について、受講希望者が受講しやすいよう配慮すること。

3 業務委託の内容

(1) セミナー計画の作成

契約後、速やかにセミナー計画を作成すること。

(2) セミナー実施方法の検討

実施方法について、会場に集合する形式及びオンラインでの動画配信等による形式どちらも対応可能であること。最終的な実施方法については、県子育て支援課と協議の上、決定する。

(3) 講師の選定、確保及び連絡調整

セミナー内容に関する専門的な知識及び経験を有する者を選定し、日程、資料等についての調整。

なお、セミナー内容、講師等の選定については、県子育て支援課と協議・調整を行うこと。

- (4) セミナー開催の案内、受講申込みの受付、参加申込書の発送
- (5) セミナーで使用する資料（テキスト等）、機材、器具等の準備
- (6) セミナーの受講者アンケートフォームの作成、配布・回収、集計
- (7) セミナー実施後の実績報告書の作成
セミナー終了後30日以内又は令和7年3月10日のいずれか早い日までに、実施状況報告書（アンケートの集計結果を含む。）を県に提出する。
- (8) 参加状況管理及び参加者名簿等の県への送付
セミナーの参加状況について参加者名簿を作成し、県へ提出する。

4 事業費等

- (1) 参加費
無料
- (2) 対象経費
セミナーに必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（会場使用料、賃借料）等及びこれらの経費に係る消費税を対象とする。
- (3) 委託料の支払い
委託料の支払いは、精算払いとする。
- (4) 経理区分
本業務の経理は、他の経理と明確に区分し、会計帳簿、決算書類等収支を明らかにする書類として整備し、本業務の完了の日の属する年度の終了後5年間保管すること。

5 その他留意事項

- (1) 業務遂行に当たっては、総括責任者を定めること。
- (2) 業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、あらかじめ県の承認を得た場合はこの限りではない。
- (4) セミナー等において、特定商品の宣伝又は斡旋、情報の収集等営業活動に類する行為は行わないこと。
- (5) 仕様書に記載のない事項については、県子育て支援課と協議して実施すること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有の制限等)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(持ち出しの禁止)

第6 乙は、甲の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく

一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(報告義務)

第11 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(監査及び実地調査)

第13 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができ、乙はこれに従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第16 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者である県を、「乙」は受託者をいう。

2 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。